

安全計画について

【こども誰でも通園制度・一時預かり事業を含む】

佐倉市立志津保育園

令和8年4月

安全計画をもとに保育を行う中で、重大事故を防ぐために、「睡眠」「食事」「散歩」「園外保育」「水遊び」「災害時の対応」について、保育を行う上で重要となる事項を以下に記載する。

【睡眠について】

- ・室内の温度・湿度管理について

冷暖房の温度目安

(5) 保健活動 [4.環境衛生管理・安全管理] ①温度・湿度

季節	温度	湿度
夏	25℃～28℃	
冬	18℃～22℃	50%～60%

保育保健の手引きより

- ・ブレスチェックを行い、身体の状態を観察する。その際、少しカーテンを開けるなどして、全員の顔色や表情を確認する。
- ・災害等を考慮し、避難準備をしておく。

ブレスチェックについて

- ・乳児期には、SIDSを防ぐためにもブレスチェックをする。
- ・呼吸の確認をする。
(0歳児・・・5分毎 1歳児・・・10分毎 2歳児・・・15分毎 3歳以上児・・・30分毎)
- ・睡眠時はスタイを外す。
- ・うつ伏せになったら、仰向けに直す。
- ・顔に毛布等、かからないようにする。
- ・室内を暖めすぎないようにする。

【食事について】

- ・乳幼児期の食生活は、食行動や食習慣の基礎を確立する時期である。子どもの健康支援のために「食」を重要視することを考慮する。
- ・食育の年間計画に沿った計画の作成と評価をする。(佐倉市食育計画参照)
- ・「食育基本法」(平成17年法律63号)を踏まえ、「保育所における食育に関する指針」(平成16年3月雇児発第0329001号)を参考に、保育の内容の一環として食育を位置づける。
- ・基礎的な食習慣・日本の食文化等を保護者と共に身に付ける。
- ・食べ物に興味を持ち、自主的に食べようとする姿を大切にする。

食前準備

(5) 保健活動〔4.環境衛生管理・安全管理〕 ②手洗い

手は生活の中で最も汚れる所で、手から感染症がうつっていく割合が一番多くなっています。手洗いは、せっけんを使用して30秒以上こすり、流水で流しましょう。

保育園では、なるべく無添加の液体せっけんを使用し、無添加ではない場合も安全性を確認して使用します。

保育保健の手引きより

- ・手洗い（手拭タオルは個人別であり、共有はしない）
- ・御絞りを用意する。（口拭き用・・・0.1.2歳児各1枚個人使用とする。）
- ・食事中は、誤嚥、誤食に注意する。

食後について

- ・3歳未満児は御絞りで口の周りを丁寧に拭く。
- ・3歳未満児は白湯または水を飲む。水分補給と共に口の中の衛生を保つ。
- ・3歳以上児は、歯磨きをする。歯磨きの際は、歯ブラシの扱い方に注意する。

(5) 保健活動〔4.環境衛生管理・安全管理〕 ③歯磨き

昼食後は歯磨きをしましょう。

歯磨きを保育園で管理する場合は、清潔な保管庫（薬品で消毒など）にしまいましょう。

怪我のもとになるため、歯ブラシを持って走って遊ばないようにしましょう。

保育園では、毎年1回、健康増進課の歯科衛生士によるブラッシング指導を受けましょう。

保育保健の手引きより

発達に合わせた食事の提供

- ・授乳時期、抱っこで食べさせる時期、1対1で食べさせる時期、小グループで食べる時期、友だちと一緒に食べることが楽しく感じる時期など、発達に合わせた食事環境を作っていくようにする。

子どもの状態に合わせた食事

- ・偏食や体調不良、支援が必要な子どもなど、その子その時にあった食事環境を提供する。
- ・食物アレルギーについては、佐倉市食物アレルギーマニュアルに沿って行い、誤食のないように細心の注意を払い職員間の確認を怠らないようにする。

食事中の誤嚥について

（教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインより）

- ・職員は、子どもの食事に関する情報（誤嚥・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有する。

- ・子どもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。
 - ・食事の介助をする際の注意としては、以下のことなどが挙げられる。
- ①ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで与える。
 - ②子どもの口に合った量で与える（一回で多くの量を詰めすぎない）。
 - ③食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する）。
 - ④汁物などの水分を適切に与える。
 - ⑤食事の提供中に驚かせない。
 - ⑥食事中に眠くなっていないか注意する。
 - ⑦正しく座っているか注意する。

【散歩について】

- ・園周辺の環境を知り、時期・子どもの状況・季節・場所・安全対策を考慮し、一年間を見通し、ねらいを持って計画的に実施していく。その中で交通ルールについて学ぶ機会を計画的に設け、子どもたちの中に根付いて行くようにする。

散歩シートの利用（資料Ⅰ 散歩記録シート様式例・記入例参照）

- ・散歩シートへの記入…散歩シートは、日付、行先、下見が終了していることの確認、ねらい、出発から帰園時間、順路、子の人数、年齢、引率者名、携帯電話保持者、備考（活用例：次に散歩に行く人のために報告しておくことなどを記入）が記載できる。

散歩にあたっての注意・確認事項

現地の事前下見について

- ・順路、現地（遊具、トイレ、危険箇所、自然の変化に伴う避難場所）の確認
- ・園や現地周辺などの不審者情報の収集
- ・避難車、乳母車の安全点検
- ・子どもが乗った状態で、タイヤに異常はないか出発前に確認

視診について

- ・前日の体調を含め、当日の体調を把握する。参加が不可能な場合は、職員間で配慮し、子どもにあった保育ができるようにしていく。

報告について

- ・出発に際し、保育者、子どもの人数、行先および順路、帰園予定時間、携帯電話保持者を報告し、散歩カードを提示する。また、散歩中においても、引率者間で、子どもの人数把握を行い、声を出して報告し合い、安全確認に努めるようにする。帰園にあたっては、人数報告に加え、怪我の有無など必要事項を報告する。

歩行中の安全確保について

- ・列は、長蛇の列を作らず、小グループでの歩行が望ましい。また、順路は、遠回りでも安全な道を選択することに注意し、信号の場所、道路の幅、歩道があるか、見通しは確保されているかなど考慮する。
- ・保育者は、列の先頭、中間、後方につくなど、人数に合わせた役割を考え、声を出すなどしてお互いの動きを確認していくようにする。
- ・横断歩道を渡る際は、列の間を詰める、小集団ずつ渡るなど、その場に合わせた安全対策が保育士の判断で取れるようにする。
- ・引率者の荷物については、リュックを基本とし、両手が使えるようになっていることが望ましい。(救急バック・携帯電話・笛・時計・ティッシュ・タオル・おしぼり・着替え・ビニール袋・おむつ・おしり拭き・シート(小)・おんぶ紐・水筒・防犯ベスト・防犯ベルなど)
- ・保育士は防犯ベストを着用する。

【バス利用時の園外保育について】

- ・出発前に名簿と対照し、登園時(児)欠席児の人数確認をする。
- ・人数確認は、移動する際2人以上の職員が行う。
- ・バス降車時は、園児が残っていないか、忘れ物がないか2人以上の職員が確認を行う。

【水遊び】

水遊びに関する環境作り

- ・健康チェックカードの確認
- ・視診を十分に行う。
- ・皮膚疾患について
- ・保育保健の手引き(様式21) 「水遊び・どろんこ遊びについてのお願い」の掲示を行い、水遊びを行うにあたっての注意事項を保護者に周知する。

(5) 保健活動 [3. プール活動]

- ・保護者は、毎日『健康チェックカード』(様式14-1)を記入します。記入・印漏れ又は質問項目に一つでも×がある場合はプール、水遊び、シャワーができません。
- ・質問項目が全て○の場合でも、園児の全身状態などから判断して、入らない場合もあります。
- ・水いぼは、患部が直接出ないようにTシャツ等を着せて、絆創膏などで保護して来てもらう。
- ・とびひは、プール・水遊びはできません。
- ・半袖Tシャツ・ラッシュガードなどが必要な場合は、プールバックに入れてもらう。
- ・プールの塩素濃度は0.4 mg/l以上～1.0 mg/l以下とし、クラスが入れ替わる毎に測定し、必要時塩素を追加する。

保育保健の手引きより

水遊びを行う際の取り組み

- ① 水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者と水遊びを行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。
- ② 水遊びにかかわる職員に対して、子どもの水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を行う。
- ③ 事故発生時に適切に対処ができるよう、職員に対して心肺蘇生、AED操作をはじめとした応急手当等及び119番通報を含め教育の場を設け、緊急時の体制を共有しておく。

【災害時の対応について】

- ・年間計画をもとに子どもと職員が、火災・地震・風水害の避難訓練を実施する。
- ・不審者対応に備えた避難訓練を年に1回以上実施する。

役割分担（資料フローチャート ①③④⑤参照）

初期消火（深追いを避ける。撤退を見極める。）

通報

誘導

園児出席簿、緊急連絡票、非常持ち出し品（各クラス・事務室）の持ち出し

最終確認…トイレ等別室にいる子の確認、戸締り（状況によっては扉の開放）

避難後、人数確認（降園した園児の確認）（子ども、職員の人数）を行い、園長または副園長に人数報告をする。

非常時の対応

非常ベル、サイレン、放送が入ったら、安全な場所に誘導する。状況により判断。

火災…火災場所による避難口を指示し拡大防止及び煙侵入防止のために基本窓を閉める。排煙窓は開ける。

地震…出入り口の確保、落下物を避けた避難場所の確保、テーブル、布団、カラー帽などで頭を保護。

風水害…安全な避難場所を確保し集まる。（断水、停電に備える）速やかに降園できるように身支度を整える。

不審者…避難方法等を保育園全体で確認周知。「何か御用ですか」と日頃より来園者にはすぐに声をかけ、又は不審に思ったら応援態勢を整えておく。

日常の心構え

- ・避難車は常に使用できるようにしておく。
- ・おんぶ紐を用意し、子どもはおんぶして両手は使えるようにする。
- ・常に園児出席簿、カラー帽子の持ち出しができ、上靴は外に運び出せるように出口に近いところにまとめておく。

- ・非常持ち出し袋の点検をする。
- ・避難訓練以外に定期的に安全点検を実施し、非常口の確保、避難する際の危険箇所などの整備をする。
- ・非常時にお迎えに来てもらえる方の確認をしておく。
- ・日頃より、呼吸器疾患をもつ園児の確認をしておく

*さらに園内外における行方不明児発生の際には、⑥行方不明児発生フローチャートに沿った対応

その他緊急を要する事故に対する対応については、②緊急対応時フローチャートに沿った対応する。